

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、院長までご相談ください。
ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※ 一般名処方とは

薬剤の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足の薬剤であっても有効成分が同じ複数の薬剤が選択でき、患者さまに必要な薬剤が提供しやすくなります。